

国保税の納税通知書を発送します



平成25年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を6月27日(木)にお送りします。なお、6月に40歳になるかた(昭和48年6月2日～7月1日生まれ)がいる世帯には7月中旬にお送りします。

年金からの引き落とし用の納税通知書もお送りします

- 対象(原則①～③すべてを満たす世帯)
- ①世帯主(納税義務者)を含む国保加入者のかた全員が65歳～74歳
 - ②世帯主のかたが、年金を年18万円以上受給している
 - ③国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となった世帯でも、申し出により、口座振替による納付を選択することができます。口座振替への変更を希望するかたは、納税通知書と一緒にお送りするリーフレットに書いてある手続きを期限までに行ってください。

*年金から引き落としされた国保税を、年末調整や確定申告で社会保険料控除として申告できるのは年金受給者(世帯主)本人だけです。

減額認定証の申請書を対象者へお送りします

国保に加入している70歳～74歳のかたで、世帯全員が市民税非課税のかたは、入院したときの医療費と食事代が軽減される「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が、申請により交付されます。

対象となるかたへ、6月21日(金)に申請書をお送りします。申請期限は7月5日(金)。詳しくは、国保年金課給付担当へお問い合わせください。

75歳以上のかたがいる世帯の軽減制度

同じ世帯に、後期高齢者医療制度と国保に加入しているかたがいる場合で、次の①②③に該当する世帯は、それぞれ国保税が軽減されます。なお、該当する世帯の税額は軽減後の金額に自動で計算しますので、申請は不要です。

- 軽減①**：国保加入者が後期高齢者医療制度に加入し、国保加入者が1人になった場合の初めの5年間
- 軽減内容**：医療分・支援分の平等割額が半額になります
- 軽減②(新制度)**：軽減①の世帯が5年を経過し、8年までの3年間

軽減内容：医療分・支援分の平等割額が4分の3になります

軽減③：会社などの健康保険加入者が、後期高齢者医療制度に加入したため、その被扶養者だった65歳以上のかたが国保に加入した場合

軽減内容：被扶養者だったかたの医療分・支援分の所得割額が0円に、均等割額が半額になります。また、ほかに国保加入者がいない場合は、平等割額も半額になります。ただし、法律で定められた軽減制度のうち、7割または5割軽減に該当するかたは所得割額だけが軽減されます

災害、病気、失業などで国保税の支払いが困難なかたには、納付の猶予や分割納付、減免(※)などの制度があります。お早めにご相談ください。

※減免は納期限の7日前までに手続きを。第1期分からの申請期限は7月24日(水)。

問い合わせは国保年金課へ

- 課税内容、軽減制度、特別徴収について：賦課担当 ☎(866)2099
- 納付について：収納推進室 収納担当 ☎(866)2189
- 減額認定証について
- 給付担当 ☎(866)2098
- 口座振替について：収納推進室 管理担当 ☎(866)2618

国保税の計算方法

国保税は「医療分」「支援分」「介護分(40～64歳のかたのみ)」、それぞれの所得割・均等割・平等割を合算して年額を算出します。

*世帯主と国保に加入しているかたが所得の申告をしていて、前年中の所得が一定額以下の場合には均等割額と平等割額の一部が減額されます。

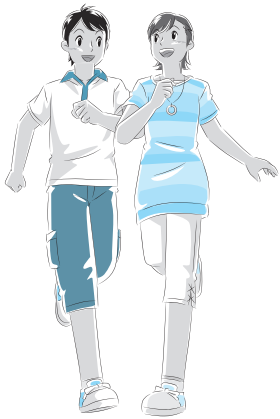
国保税(年額)		=	医療分	+	支援分	+	介護分
所得割額	課税標準額(※)×		9.22%		2.51%		2.88%
均等割額	国保加入者の人数×		22,960円		6,620円		8,950円
平等割額	1世帯あたり		28,690円		7,450円		8,570円

※課税標準額…国保加入者の平成24年1月から12月までの所得の合計から有所得者1人あたり上限33万円を差し引いた額です。なお、課税の上限は医療分が51万円、支援分が14万円、介護分は12万円です。

6月23日(日)▶29日(土)
“男女共同参画週間”

今年度のキャッチフレーズ
「紅一点じゃ、足りない。」

*「男女共同参画週間」は内閣府が定めた統一週間です。



男女共生社会実現のための市民行動計画

秋田市では、今年3月に「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画 パートナーシップ・プラン～ともに生きる社会めざして～」を策定し、以下の基本理念のもと4つの基本目標を定めました。

計画は、市民協働・地域分権推進課(市役所分館2階)、またはホームページでご覧いただけます。詳しくはお問い合わせください。☎(866)2785

秋田市では、「男女共同参画」を広い意味を含めて「男女共生」と読み替えています。それは、性別、年齢、職業、国籍などにとらわれずに、みんながお互いを認めあい、個性や能力を発揮できる「市民共生社会」をめざしているからです。



計画の冊子は
A4判、106ページ

秋田市 男女共生 検索

基本目標① 固定的性別役割分担意識のない、みんなが共生できるまち

私たちは、今、男女平等を自然なこととして受けとめています。しかし、法律や制度の整備が進んでいる反面、「男だから」「女だから」という固定的な性別役割分担意識は残っています。

そのために、①家族・家庭から広がる男女共生についての理解 ②学習機会と情報の提供 ③性別による偏りのない社会システムの構築に取り組みます。

基本目標③ みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち

私たちは、誰もがすばらしい個性、感性、能力を持って生まれてきています。社会は「なりたい自分」をめざし、個性と能力を発揮し自分らしく生きるステージとなり、発展していきます。

そのために、①政策・方針決定の場への参画 ②就業と労働環境の向上 ③仕事と家庭生活の両立に取り組みます。

基本理念 お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会の実現

基本目標② みんなの人権が尊重され、誰もが尊厳を持って生きることができるまち

私たちは、一人ひとりが、かけがえのない大切な存在です。すべての人が、夢や希望を実現できるよう、自由な選択を認められ、認めあうことが大切です。

そのために、①人権の尊重、生命や家族を大切にす意識の醸成 ②健康や性への配慮に取り組みます。

基本目標④ 男女共生の理念のもとに支えあうまち

私たちは、社会のなかで一人では生きていけません。常に誰かを支え、そして誰かに支えられて生活しています。その基盤となるのが、男女共生の理念です。

そのために、①相談機能の充実 ②自立と支えあいによる人生の質の向上 ③市民協働による地域づくりに取り組みます。

～私らしい幸せのかたち～

ハーモニーフェスタ2013

日時 6月29日(土)10:30～16:00

会場 国民文化祭サテライトセンター(フォンテAKITA6階)

問い合わせ 秋田県中央男女共同参画センター☎(836)7853

●トークイベント11:00～「私らしい生き方」 ●男女共同参画クイズ12:30～ 先着100人に記念品 ●講演会14:00～「これからも働き続けるあなたへ」。託児あり(先着10人) など



秋田市特設コーナー

6月29日(土)10:00～13:00
秋田駅ぼぼろード

パネル展示、風船の配布、ぬり絵コーナーなど。テツテや与次郎もやってくるよ!